

国自技第 20号  
国自審第 101号  
平成17年4月22日

スズキ(株) 代表取締役社長 殿  
ダイハツ工業(株) 取締役社長 殿  
日産自動車(株) 取締役社長 殿  
(株)本田技術研究所 代表取締役社長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部  
技術企画課長 戸澤秀実

審査課長 増井潤

## 警 告 書

平成17年3月1日付け国自技第225号、国自審第1993号で実施した調査において、走行試験を実施した自動車に関し、道路運送車両法（以下「車両法」という。）に基づく手続きを怠る等の法令違反が認められた。

このような行為は、車両法の規定に違反し車両法の目的を逸脱することは明らかであるから、直ちに法令の定めるところに従って改善し、再びこのような違反行為を行うことのないよう厳重に警告する。

なお、この警告に基づく改善の具体的措置について、道路運送車両法第100条の規定に基づき報告を求めるので、平成17年5月20日までに報告されたい。

また、その改善の内容が適正でないとき、さらには必要な措置を講じることがあることを申し添える。